

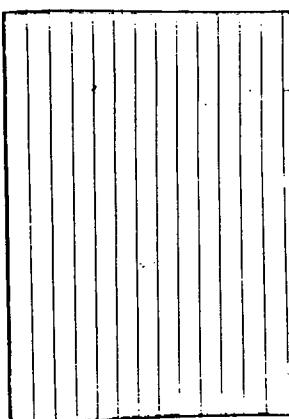
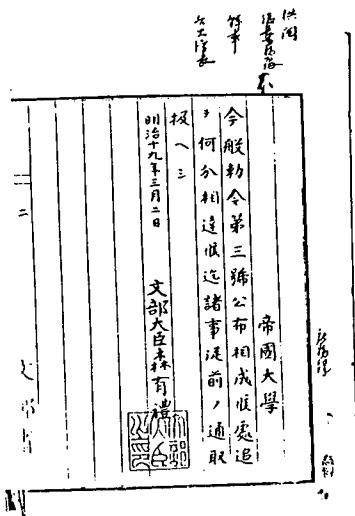
東京大学史史料室ニュース

第1号

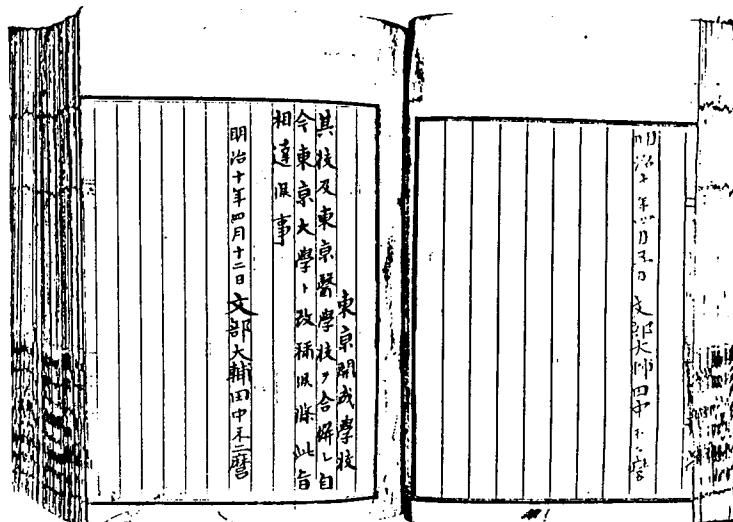
1988・3・1

目 次

創刊の辞	2
東京大学史史料室規則等	4
東京大学史料の保存に関する委員会名簿	5
東大史料余滴(1)	6
大学史史料室の刊行物一覧	7



左：帝国大学創設に関わる達・明治19年3月2日、帝国大学令が公布され、帝国大学が創設された。本史料は同日元東京大学に対して発せられた達である。
(「文部省往復明治十九年」所収)



右：東京大学創設の達・明治10年4月12日、東京開成学校と東京医学校とを合併して、東京大学が創設された。本史料は、同日東京開成学校に対して発せられた達(写)である。東京医学校にも同様の達が発せられた。
(「文部省往復明治十年(甲)」所収)

創刊の辞

室長・教育学部教授

寺崎昌男

東京大学史史料室の活動をお伝えし、ひろく学内・学外のご協力を仰ぎたいと願って、このニュースを創刊します。

昨年4月、大講堂の5階に開設された史料室には、毎週の閲覧日（火・水曜日）に多数の研究者が訪れています。

学内の教官・大学院学生はもちろん、他大学の教授や大学院学生、年史編纂の担当者、さらには日本研究を志す外国の研究者や留学生の人達も訪れて、東京大学や日本の大学・高等教育機関の史料を利用されています。

それだけではなく、4月以降、史料の寄贈の申し出もあいついでいます。名誉教授、元事務官、その御遺族の方々などから、「史料室があるのなら」ということで、本学に関する貴重な史料（在官時の文書、記録、故人の日記、写真等々）が寄贈されています。これらは、東京大学百年史編纂当時に寄託をうけた重要史料とあいまって、東大の関係史料に一層の光彩を添えるものといえましょう。

「室が作られておいてよかった」という思いを新たにしています。

12年間に及んだ百年史編纂事業の間に本学で収集した史料は、数千点に及びました。加藤弘之文書、外山正一文書、井上哲次郎文書、内田祥三文書などの貴重文書をはじめ、内閣文書のコピー、さらには学内の行政文書の中から発掘されたものも、膨大な量になりました。

もし他の国立大学のように編集委員会が解散されて、一切の体制が解かれてしまえば、これらの史料は、元の所有者へお返しするか、散逸するかのいずれかになると憂えられていました。また、場合によっては他の史料館へ移管するよう考えなければなるまい、と心配されていました。しかし今、その心配は消えたのです。編集委員会の訴えに耳を傾けられ

た平野龍一、森亘の両総長を始め、事務局の方々、および常置委員会たる「東京大学史料の保存に関する委員会」の設置を認められたすべての機関に厚く感謝いたします。

いま、史料室は事務局の一部であり、専任職員も助手1人という状態です。しかし、今後あらゆる努力を傾けてこれを発展させなければならない、と委員会では考えています。日本の国立大学では最初のアーカイブス（Archives）にしたいというのが、その願いです。私立大学には整った史料室や大学史編纂所を持っているところもありますが、国立大学には独立した文書館はありません。しかし、ヨーロッパ・アメリカ等の大学には、数百年の歴史を持つアーカイブス、アルヒーフ等があり、それらは、国や州、市や町の公文書館、歴史資料館とも相提携して、歴史資料の保存と活用のセンターになり、歴史研究体制の基礎をもなしています。日本近代の最も重要な文化・教育機関であった国立大学にアーカイブスがなかったというのは、まことに遺憾きわまるのことでした。

大学史史料は、たんに沿革史編纂のための史料ではありません。また教育史や科学史のように限られた領域のための史料でもありません。文化史、学術史、さらには政治史、経済史、社会史等々、あらゆる領域の歴史研究にとって、貴重な基礎史料であることは、中世以来の文書を収めたヨーロッパの大学文書館の価値が証明しています。

私どもは、この史料室が、将来の東京大学にとってのみならず、日本社会の未来にとって重要な意味を持つ機関になることを信じております。本ニュースがその役割の一端を担うものになれば、幸いです。

よろしく、ご愛読下さい。

題字 森亘総長

東京大学史史料室設置経緯

昭 49. 5. 21

東京大学創立百年記念事業委員会規則、
東京大学百年史編集委員会規則、東京大学
百年史編集室要綱制定

昭 54. 1. 22

百年史編集室、明治大学講師別府昭朗氏
よりドイツ及びオーストリアの大学アルヒ
ーフ（文書館）に関する調査報告を受講。

昭 54. 6. 18

土田直鎮百年史編集委員会委員長、第11
回同委員会にて、東京大学の歴史を示す資
料を集めた「東京大学アーカイヴ」の将来
にわたる基礎を確保すべく一般的に学内の
文書保存の準備を行いたい旨発言。

昭 55. 6 以降

百年史編集室、日本及び諸外国の大学ア
ーカイヴに関するアンケート調査開始。

昭 56. 6. 15

百年史編集委員会委員長、第13回編集委
員会にて、東京大学関係資料の保存及びそ
の有効な利用計画について検討していただき
たい旨発言。

昭 56. 7. 14

創立百年記念学術研究奨励資金による学
内共同研究「東京大学関係諸資料の保存と
利用に関する予備的研究」（代表・土田直
鎮百年史編集室室長、文学部教授）が採択
される。

昭 60. 3. 8

寺崎昌男百年史編集委員会委員長、第16
回同委員会にて、百年史編集のために寄託
を受けた大量の史料の保存について、「東
京大学アーカイヴ」ともいるべき構想を
考えたい旨提案。この提案に対して、学内
委員をはじめ学外委員（大久保利謙委員）
からもその実現へ向けて強い要請があった。

昭 60. 3. 26

東京大学百年史編集室専門委員会、東京
大学の沿革資料・学術情報の収集、整理、
保存ならびに利用をはかるために恒常的な
機関の設置を要望して「東京大学史史料セ
ンター（仮称）設置の提案」を平野龍一総
長に提出

昭 60. 10. 1

東京大学百年史編集室専門委員会、当面
緊急な課題として百年史編集の過程で収集
された史料・文書の取り扱いに関して「東
京大学百年史編集室収集史料の措置につ
いて」を森亘総長に提出

昭 60. 11. 13

森総長の意向を承けて、東京大学百年史
編集史料保存に関する懇談会が設置され、
同日第1回の会合が開催される（座長・西
島和彦総長特別補佐、理学部教授）。

昭 61. 3. 7

百年史編集委員会、第17回同委員会にて
百年史編集史料の保存についてを議題とす
る。併せて前記西島懇談会の報告を受ける。

昭 61. 3. 31

東京大学百年史編集史料保存に関する懇
談会、森総長に最終答申を提出

昭 61. 10. 14

評議会、「東京大学史料の保存に関する
委員会規則」制定（委員長・寺崎昌男教育
学部教授）

昭 62. 2. 27

東京大学史料の保存に関する委員会、森
総長に「東京大学史料保存の基本方向なら
びに当面の措置等について」を提出

昭 62. 4. 21

評議会、「東京大学百年史編集委員会規
則」を廃止、同委員会解散。同日、「東京
大学史史料室規則」を制定、同日付け施行、
旧百年史編集室（大講堂5階）に「東京大
学史史料室」が設置された（室長・寺崎昌
男）。

東京大学史史料室規則

(設置)

第1条 東京大学に東京大学史史料室(以下「史料室」という。)を置く。

(業務)

第2条 史料室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 東京大学百年史編集委員会によつて収集された資・史料の整理及び保管
 - (2) 寄贈資料の受け入れ、整理及び保管
 - (3) 東京大学に関する各種資料・データの収集、整理及び保管
 - (4) 前各号に定めるもののほか、史料室の業務に関し必要と認められる事項
- 2 史料室は、前項に定める資・史料等を別に定めるところにより、東京大学の教職員等に閲覧させることができる。

(室長)

第3条 史料室に室長を置く。

2 室長は、東京大学専任の教授のうちから総長が委嘱する。

3 室長は、史料室の業務を総括する。

(室員)

第4条 史料室に室員若干名を置く。

2 室員は、室長の指示に従い、史料室の業務に従事する。

(庶務)

第5条 史料室の庶務は、事務局庶務部広報企画課において処理する。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、史料室の企画・運営等に関し必要な事項は、当分の間、東京大学史料の保存に関する委員会の定めるところによる。

附 則

- 1 この規則は、昭和62年4月21日から施行する。
- 2 この規則第3条に定める室長は、当分の間、東京大学史料の保存に関する委員会委員長をもつてあてる。

東京大学史史料室利用規則

(目的)

第1条 この規則は、東京大学史史料室(以下「史料室」という。)が所蔵する史料及び図書(以下「資料」という。)の利用について、必要な事項を定めることを目的とする。

(業務)

第2条 史料室は、資料の利用に関し、次の業務を行う。

- (1) 閲 覧
- (2) 複写及び撮影
- (3) 参考調査
- (4) 展 示
- (5) その他必要な業務

(資料の公開)

第3条 資料は、原則として公開するものとする。ただし、東京大学史史料室長(以下「室長」という。)は、寄贈又は寄託に係る資料であつて、一定の期間公開しない旨の条件が付されているもの及び個人の秘密保持等の理由により一定の期間公開することが不適当な資料については、その利用を制限することができる。

(利用の範囲)

第4条 資料を閲覧することのできる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本学の教職員、名誉教授及び元教職員
- (2) 学術に関する研究・調査を行う者で、所属機関の長又は図書館長等の紹介のある者
- (3) 本学の学生及び他大学の学生で指導教官の紹介のある者
- (4) その他、室長が特に許可した者

(利用の手続)

第5条 資料を閲覧しようとする者は、史料室の職員に紹介状又は身分証明書を提示し、閲覧票に所定の事項を記入しなければならない。

(閲覧の日時)

第6条 資料の閲覧の日時は、土曜日、日曜日、国民の祝日及び12月28日から1月4日までの間を除き、毎日午前9時30分から午後4時30分までとする。

2 前項の規定にかかわらず室長が必要と認めたときは、閲覧の日時を変更することができる。

(利用者の義務)

第7条 資料は、史料室で閲覧するものとし、室外への帶出は認めない。

(複写・撮影)

第8条 資料の複写又は撮影に際しては、史料室の備える許可願に必要事項を記入し、室長の許可を得なければならない。

(賠償責任等)

第9条 閲覧者が資料を滅失、き損又は汚損した場合は、一定期間閲覧を停止とともに賠償を求めることができる。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、史料室の利用について必要な事項は、別に定める。

附 則

- この規則は、昭和62年6月30日から施行する。
- 第6条に定める閲覧の日時については、当分の間、火曜日及び水曜日とする。
- 第8条に定める資料の複写及び撮影については、別に定める。

東京大学史料室文献撮影等申し合わせ

(趣旨)

第1条 この申し合わせは、東京大学史料室が許可する文献撮影等の方法について必要な取り扱い事項を定めるものとする。

(許可の条件)

第2条 東京大学史料室が許可する文献撮影等（撮影機等を持参のうえ、自写に限る）は、教育又は研究の用に供するものを目的とする場合に限るものとする。

ただし、東京大学史料室または旧東京大学百年史編集室が他の研究機関から許可を得て複写したものは、許可しない。

2 許可を受けた場合は、次の条件を遵守しなければならない。

(1) 申請目的以外に使用しないこと

(2) 複製物から引用等する場合は、原本が東京大学の所蔵に係るものであることを、適宜の方法によつて表示すること

(3) 無断で複製物を再複製し、刊行若しくは翻刻し、又は複製物を販売若しくは交換物として使用しないこと

(文献撮影等の手続き)

第3条 文献撮影等を希望しようとする者は、あらかじめ別紙様式による文献撮影等申込書を史料室長に提出し、その承認を得なければならない。

附 則

この申し合わせは、昭和62年9月29日から施行する。

東京大学史料の保存に関する委員会

委員長	寺崎昌男	(教育)
委員	高橋進	(法)
"	養老孟司	(医)
"	川上秀光	(工)
"	伊藤隆	(文)
"	阪口豊	(理)
"	田中學	(農)
"	原朗	(経済)
"	鳥海靖	(教養)
"	古賀憲司	(薬)
"	小高健	(医科研)
"	池田温	(東文研)
"	山崎弘郎	(図書館)
"	齊藤尚夫	(事務局)
"	藤本強	(文)
"	益田宗	(史料)
幹事	日下弘	(事務局)
"	伊藤才一郎	(事務局)

昭和63年3月現在

東大史料余滴(1)

石川千代松筆「停年に際して 私が急に職を辞せざる理由」

史料室に保管されている庶務課文書を探ると、多数の行政史料に混じって、個人執筆の興味ある文書が散見される。石川千代松による標記の文書もその一つである。

半折の美濃半紙をつかった袋綴35丁の墨筆の意見書であり、大正11年に当時の古在由直総長に提出したものと推定される。やや稚拙な感のある筆風だが、進化論の紹介をスタートに学究の道に入り、明治、大正、昭和にわたり動物学の建設者、啓蒙家であった故人を偲ばせる活達な文字が躍っている。なお石川はこの文書を活版にして配布もしており、附属図書館に一本が所蔵されている。

石川は、冒頭次のように記す。

「私は先般来川瀬農学部長より停年になつたから辞職願を出せと勧められて居る。勧められるまでもなく私は満六十歳になつた昨年既に辞表を出したのだ。然るに名宛が違ふとて却下された。其内、佐々木、勝嶋両教授の辞職があり、勝嶋君の事は別に論じないが、佐々木君の辞職は、私をして前に急いで辞職願を出した事を寧ろ大いに悔ゆるに至らしめた。故に私は軽々しく辞表を提出することは見合せたいと思ふ。一身上の都合からでは無論ない。」

文中川瀬とあるのは大正9年から13年まで農学部長を勤めた川瀬善太郎（林学）、佐々木は佐々木忠次郎（養蚕学）、勝嶋は勝嶋仙之助（家畜内科学）各教授のことであった。

石川の記す「理由」は、次のようであった。
— 自分は農学部の動物・養蚕・昆虫学三講座のうち、第一講座（動物学）を一人で担任している。昨年満60歳を迎えたので、当然辞職すべきであるが、やめることはできない。その理由は、周囲の停年教授の辞任後の人事がすべて間に合わせ的に行なわれており、適任者を得ていると見られないからである。とくに第二、第三講座である養蚕学、昆虫学に対して総長・学部長の取られた処置は、学問を尊敬する念に出たとは思われない。停年制の趣意は老朽教授の

淘汰、若年優秀教授の抜擢、学問の促進にあると考えるが、適切な後任者不在の今、自分が辞職してもこの趣旨は達成されない。加えて、自分の講義も実験も指導も中途にあり、辞職はできない。—

こう纏めるとワンマン教授の居直りのように見えかねないが、原文には、学者の本分や大学教授の職分と資格への自覚、学問への畏敬心が脈打っており、明治の学者の骨太を感じさせる。

彼は、自分の後任として誰が適切か、また養蚕学、昆虫学さらには水産学の後任として誰が適切かなど一々人名を挙げているが、特に昆虫学の講座についてはベルリンのカイザー・ヴィルヘルム研究所のゴールドシュミット（R. B. Goldschmit）を招くべきだと主張している。

文中には新任者の月旦も含まれ、今風に言えば告発書の趣もないわけではない。だが、この意見書は停年制発足当初の本学内の実況を伝えている点からだけでも、貴重な史料である。

本学の60歳停年制は大正7年から発議され、臨時教育会議の答申などを経て、一時頓挫しながらも大正11年3月から導入された。法律にも学内規程にも依らず、申し合わせとして出発した、と『東京大学百年史』（通史2）は伝えている。それだけに拘束力も弱く、発足当初は学内に異論も続出し、学問の専門性や持続性の観点から石川のような不服従も起これたのである。

石川はこの文書のなかで、養蚕学の佐々木忠次郎の辞任後、後任者の嘱託が「暫く時を経て行はれた」ため「学生はその間、やはり佐々木君が来られることと思ひ、空しく教室に控えて居たことも数回あつた」と記している。とすると、佐々木の停年辞職は学期途中に行われたわけである。大正13年3月の評議会は「停年教授は誕生日に辞職すること」と申し合わせたと当時の『帝国大学新聞』は伝えているが、それには数年前からの先例があったわけである。一方、石川はこの文書執筆の2年後と見られる大正13年4月2日付で退官した。大学は当時すでに4月新学期制をとっていたから、誕生日にではなく、今と同

じく年度替わりに合わせて退官したと見られるのである。

ちなみに、その学年度の農学部職員表によれば動物学・昆虫学・養蚕学、水産学の担任

者は鎌木外岐雄、宗正雄、石川昌の3人である。うち石川千代松が文書の中で適任者として「指名」していたのは石川昌唯一人であった。（T.）

東京大学史史料室の刊行物一覧（旧百年史編集室刊行分）

一 紀 要一

- 東京大学史紀要 第1号 昭和53年2月
創刊の辞 論文(3本) 特別記事 研究ノート 資料(2本) 彙報
東京大学史紀要 第2号 昭和54年3月
口絵 論文(2本) 特別記事 資料(3本) 統計 彙報
東京大学史紀要 第3号 昭和55年10月
口絵(2件) 論文(1本) 資料(2本) 統計 彙報
東京大学史紀要 第4号 昭和58年7月
口絵 東京大学旧職員インタビュー 資料(1本) 特集・大学アーカイブズ 彙報
東京大学史紀要 第5号 昭和61年2月
口絵 論文(1本) 研究ノート 資料(1本) 特集・百年史編纂と大学文書館 彙報
東京大学史紀要 第6号 昭和62年3月
口絵 寄稿(3本) 資料(1本) 特集・百年史編集をふりかえる 彙報

一 史料目録一

- 1 渡辺洪基史料目録 昭和52年2月
史料目録発行のことば 略年譜 史料目録
2 外山正一史料目録 昭和52年2月
略年譜 史料目録一『>山存稿』関係史料 演説原稿 冊子草稿 日記 書翰 雜
3 加藤弘之史料目録 昭和52年2月
井上哲次郎史料目録
加藤：略年譜 史料目録一日記 著訳書の草稿 その他草稿 所有物並歳入歳出帳
雜 附属図書館所蔵加藤弘之草稿 刊行された著訳書 その他の史料
井上：略年譜 史料目録一巽軒日記 雜記帳およびノート
4 内田祥三史料目録 昭和53年3月
年譜 史料目録一大学本部関係 大学部局関係 その他大学関係 学外各種委員会 その他
5 歴代総長年譜 第二部 昭和53年3月
古在由直 小野塚喜平次 長与又郎 平賀讓 内田祥三 南原繁 矢内原忠雄
6 歴代総長年譜 第三部 昭和55年3月
茅誠司 大河内一男 加藤一郎 林健太郎 向坊隆
7 加藤弘之史料目録(2) 昭和55年3月
辞令等 式辞等 出版契約書 書簡 雜 補遺
8 歴代総長年譜 第一部 昭和56年3月
加藤弘之 池田謙斎 渡辺洪基 浜尾新 外山正一 菊池大麓 山川健次郎 松井直吉
9 平賀讓史料目録 昭和57年7月
年譜 史料目録一書簡・書類等 新聞スクラップブック 史料復刻一書簡・書類等

- 10 『東京帝国大学五十年史料』目録 昭和 58 年 7 月
 史料目録一史料・東京大学関係 包摂校関係 刊本・東京大学関係 その他
 五十年史編纂関係
- 11 小池行松氏旧蔵史料目録 昭和 59 年 9 月
 史料目録一図書の部 書類の部
- 12 坪井九馬三史料目録 昭和 62 年 3 月
 年譜 史料目録一履歴関係 日記 辞令等 原稿等 書簡 資料 写真等 その他

史料室日誌抄録（昭和 62 年 4 月～）

4. 28	第 5 回東京大学史料の保存に関する委員会（以下、保存委員会といふ。）開催	8. 31	北尾次郎及び酒井佐保関係写真史料調査
4. 30	元総長長与又郎関係史料調査	9. 10	鶴田関係史料第 2 次受け入れ
6. 12	元総長平賀謙関係史料調査	9. 12	平賀関係史料調査
6. 30	第 6 回保存委員会開催、東京大学百年史刊行記念懇談会開催	9. 29	第 7 回保存委員会開催
7. 20	元総長向坊隆等関係史料受け入れ	10. 22	加藤弘之書簡史料調査
8. 5	石川謙旧蔵戦時下教育関係史料受け入れ	10. 29	第 1 回保存委員会ワーキング・グループ開催
8. 11	元事務局長鶴田酒造雄関係史料受け入れ	11. 9	第 8 回保存委員会開催
8. 24	高橋亀吉文庫中、教育関係史料調査	12. 21	第 2 回保存委員会ワーキング・グループ開催
			（昭和 63 年）
		1. 25	第 9 回保存委員会開催

東京大学史史料室ニュース 第 1 号
 Archives section of the University of Tokyo

発行日：1988 年 3 月 1 日（年 2 回刊）

編集・発行：東京大学史史料室

東京都文京区本郷 7-3-1

電話 (812)2111 内線 2036

印刷所：有限会社 章英社

東京都文京区本郷 5-21-12